

和 解 調 書

事 件 の 表 示	平成27年（ネ）2830号
期 日	平成27年9月28日午前10時30分
場 所	東京都裁判所第24民事部和解室
受命 裁判官	河 本 晶 子
裁判所 書記官	伊 藤 博
出頭した当事者等	控訴人代理人 篠 原 由 宏 被控訴人代理人 大 山 勉

手続きの要領等

当事者間に次のとおり和解が成立した。

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

第2 請求表示

請求の趣旨及び原因（事案の概要）は、原判決（東京地方裁判所平成26年（ワ）第13803号）記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 和解条項

別紙和解状況記載のとおり。

裁判所書記官 伊藤 博

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都江東区辰巳 1 丁目 1 番 2 0 号

控訴人

公益財団法人全日本空手道連盟

同代表者代表理事

笹 川 堯

同訴訟代理人弁護士

篠 原 由宏

栃木県栃木市城内町 2 丁目 2 8 番 9 号

被控訴人

松 本 俊 夫

同訴訟代理人弁護士

大 山 勉

以上

(別紙)

和 解 条 項

- 1 控訴人は、被控訴人の反省の態度等の諸般の事情を考慮して、被控訴人の会員資格を回復する措置を講じることとし、平成27年12月25日までに、被控訴人の会員資格回復のために必要な理事手続を行う。
- 2 控訴人が前項の期限までに被控訴人の会員資格回復のための手続を行わなかったときは、被控訴人は自動的に控訴人の会員資格を回復するものとし、控訴人は、被控訴人に対し、平成27年12月26日以降、控訴人の主催する公式試合等において被告人を有資格者の指導員として取り扱うことを約束する。
- 3 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、各自の負担とする。

以上

これは正本である。

平成27年9月30日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 伊藤

博

